

令和4年6月27日  
総務部管財契約課

「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の改正について

- 1 検査員が評価する評価項目（Ⅰ．施工管理、Ⅰ．出来形、Ⅱ．品質）について、検査時点での状態を評価し、施工中において監督員から文書での改善指示が行われたかの有無に左右されないものとする。

以下の工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表を改正する。

- ・別紙－3①（検査員・Ⅰ．施工管理）“文書により修補指示”を抹消
- ・別紙－3②（検査員・Ⅰ．出来形）d評価項目を評価除外
- ・別紙－3③（検査員・Ⅱ．品質）d評価項目を評価除外

※当面の間、文書での改善指示に至るまでの流れや体制が整い、徹底されるまで、上記の改正様式を使用するものとする。

- 2 適用時期、適用工事

令和4年6月27日以降にて桜井市建設工事成績評定に関する事務処理規程第3条に規定される評定時期が該当となる工事

但し、令和4年6月27日以降に桜井市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要綱第10条に規定される成績評定検討委員会にて再説明請求に関する事案を検討する工事を含む